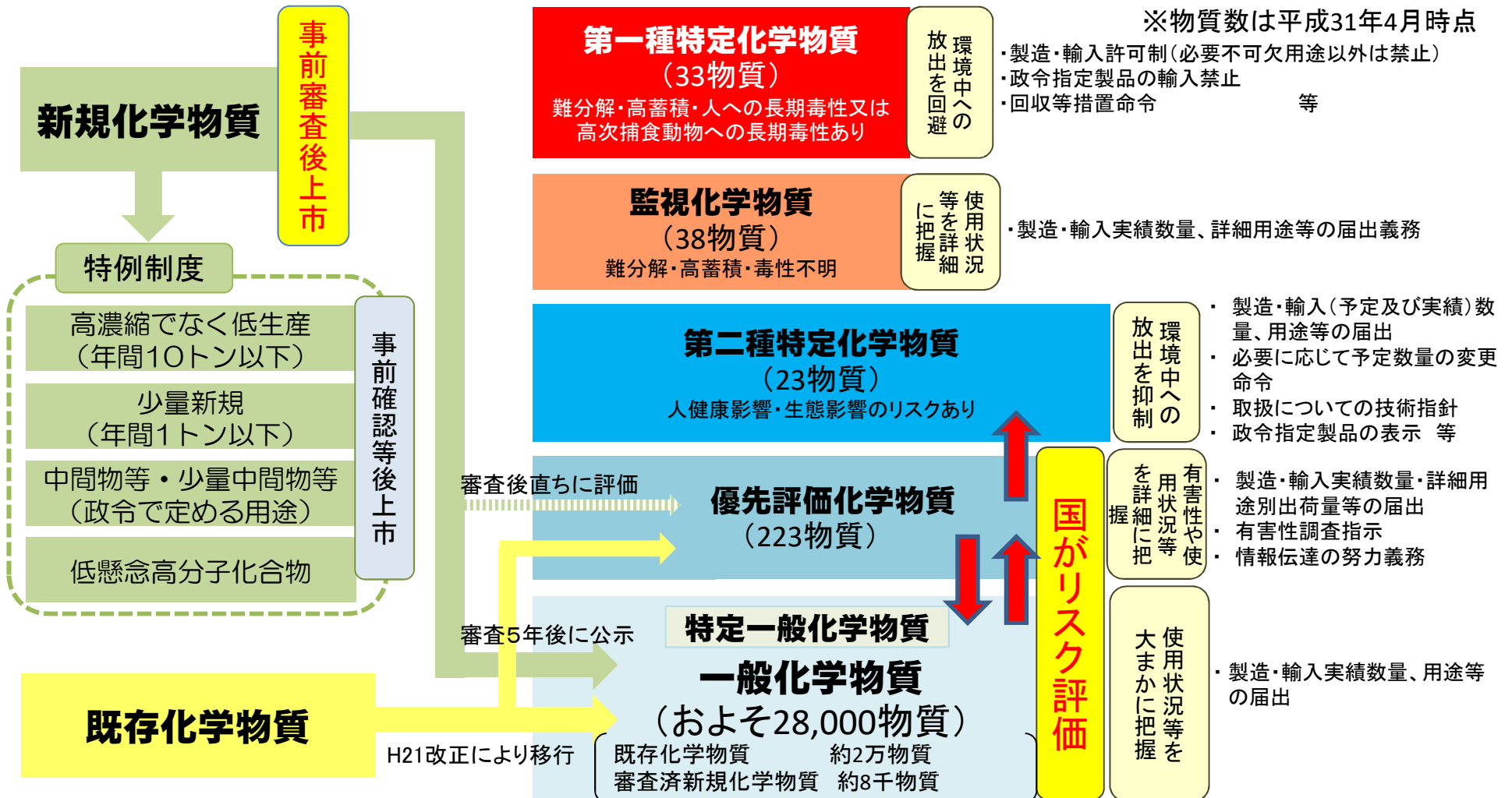


化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系

➤ 上市前の審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止

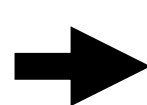


残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

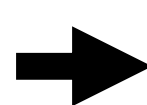
POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

＝次の全てに該当する物質

- ①人又は生態への毒性
- ②難分解性
- ③生物蓄積性
- ④長距離移動性



国際的な環境汚染
防止の取組が必要



製造・使用等の
原則禁止

POPsによる環境汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2019年8月現在、182ヶ国及び欧州連合が締結。
- 締約国会議(COP)は2年に1回、これまで9回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)で審議される。

(参考)現在、POPs条約上、製造・使用等の原則禁止とされている物質

⇒ 全て第一種特定化学物質に指定済

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロル、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上)、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサブロモシクロドデカン、DDT、PFOS及びその塩・PFOSF、デカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン

POPs条約第9回締約国会議（COP9）結果概要

○日時：2019年4月29日（月）～5月10日（金） ○場所：ジュネーブ（スイス）

○POPRCの勧告を踏まえ、以下の物質について、**製造・使用等の原則禁止**を決定

ジコホル

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質

物質名	主な用途	決定された内容
ジコホル	殺虫剤	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定有)※1 -半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス -フィルムに施される写真用コーティング -作業用保護のための撥油・撥水繊維製品 -侵襲性及び埋込型医療機器 -液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤 -医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨード(PFOI)の使用 -以下の製品に使用するためのポリテトラフルオロエチレン(PTFE)及びポリフッ化ビニリデン(PVDF)の製造 ・高機能性の抗腐食性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用繊維に用いる膜等

※1 日本においても当該用途を代替困難な用途と判断するか否かについては、令和元年秋頃に開催予定の化学物質安全対策部会において審議。

化審法による対応

- ① ジコホル並びにPFOAとその塩及びPFOA関連物質を化審法の第一種特定化学物質に指定すること(法第2条第2号)
- ② 海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定すること(法第24条第1項)
- ③ 代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限すること(法第25条)

について薬事・食品衛生審議会において審議し、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

令和元年8月1日

①について、化学物質安全対策部会で審議(公開案件、答申)



今回、ご審議
いただく事項

令和元年秋頃開催(予定)

②及び③について、化学物質安全対策部会で審議(公開案件、答申)

令和2年*

TBT通報・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

※ 国連事務局から物質追加に関する通報の送付日(令和元年秋頃)から1年以内の施行が求められている。

①第一種特定化学物質の指定

- ジコanol並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質については、いずれも化審法第2条第2項に規定する**第一種特定化学物質に指定**
- 2・2・2—トリクロロ—1—(2—クロロフェニル)—1—(4—クロロフェニル)エタノール
- ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
- 炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物
オクタデカフルオロアルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)、クロロ(ヘプタデカフルオロ)アルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)、ブロモ(ヘプタデカフルオロ)アルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)、ペルフルオロアルキル基(アルキル基は直鎖であり、炭素数が17を超えるものに限る。)を有する化合物、ペルフルオロアルカンカルボン酸(アルカンカルボン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)、ペルフルオロアルキルホスホン酸(アルキルホスホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)、ペルフルオロアルカンスルホン酸(アルカンスルホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)及びPFOS又はPFOSFを除く。